2016/6/1 No. 524 発行 無断転載・加工禁止 ※教員研修等にお役立て ください。

# 教職研修資料

[発行]教育開発研究所 東京都文京区本郷 2-15-13 TEL (03)3815-7041 FAX (0120)462-488

■教育行政のポイント

### "デジタル教科書"はどうなるか

菱村 幸彦

教育の情報化が進展する中で、デジタル教科書の 導入が喫緊の課題となっている。文科省は、平成27 年4月から有識者による検討会議で学習者用のデジ タル教科書について教育的観点から具体的な検討 を進めている。このたび検討会議から「中間まとめに 向けた論点の整理」(以下「論点整理」)が公表され た。「論点整理」は、これまでの議論を中間的に整理 したものだが、デジタル教科書の在り方について一 定の方向性を示している。そのポイントは、次のとお りだ。

#### 紙とデジタルの併用が適当

第1は、デジタル教科書の使用形態。デジタル教科書については、動画や音声のコンテンツ等の活用により、学習の充実を図ることができる反面、書く力や考える力の育成につながらないのではないかとか、健康への悪影響があるのではないかといった懸念があり、関係者の間でも「紙かデジタルか」で議論が分かれている。

「論点整理」は、現時点でデジタル教科書の使用による効果・影響について客観的な検証を行うことが困難であること等を指摘した上で、当面、従来どおり、紙の教科書を使うことを基本とし、学習内容に応じて、教科の一部で紙に代えてデジタル教科書を使うことが適当としている。この場合、デジタル教科書の使用をどの程度認めるかは、教育委員会の判断に委ねている。

ただし、中長期的には、紙の教科書とデジタル教科書の選択制を採る選択肢も排除すべきでないとしている。

第2は、デジタル教科書の検定。デジタル教科書を導入する場合、動画や音声等の検定をどうするかが課題となっている。「論点整理」は、動画や音声等については、現行の検定によって質を担保することは困難であること等を挙げ、動画や音声等は検定の対象としないとしている。

で、デジタル教科書と紙の教科書の併用を前提とする場合、デジタル教科書について改めて検定を経る必要はなく、紙の教科書とデジタル教科書の内容の同一性は教科書会社の責任において担保されるべきとする。となると、デジタル教科書の制作者は、紙の教科書を発行する教科書会社に限定されるが、副教材として使用する場合は、教科書会社以外の発行者が作成するデジタル教科書を使用することも認めている。

#### デジタル教科書は保護者負担で

第3は、デジタル教科書の費用負担。「論点整理」は、義務教育で使うデジタル教科書は無償であることが望ましいとしながらも、紙の教科書との併用を前提とした場合、両方を無償にするのは困難であるとする。デジタル教科書の使用は、保護者負担を前提としているわけだ。

第4は、デジタル教科書の使用環境。「論点整理」は、将来的にデジタル教科書が紙の教科書に置き換わる場合は、学校・家庭を通じた1人1台の端末の整備を前提とすべきだが、両者を併用する場合は、端末は個人所有、学校備品のどちらの形態も認めるべきとしている。

また, デジタル教科書の提供方法は, [1]児童生徒へのDVDなど記録媒体の配布, [2]教育委員会や学校のサーバから学習者端末へダウンロード, [3]教科書会社から学習者端末へ直接配信——の3パターンが考えられるが, いずれの方法も認めるべきとしている。

以上に見るように、検討会議は、デジタル教科書の導入について現実的で漸進的な考えをとっている。次期学習指導要領が実施される2020年までに、紙の教科書とデジタル教科書を併用する仕組みを整えていくこととなろう。

(ひしむら・ゆきひこ=国立教育政策研究所名誉所員)

●小・中学校に求められる AL の取り組みが、この1冊でバッチリわかる!

## アクティブ・ラーニング実践の手引き

【著者】田中博之 B5判·208 頁/定価(本体 2,200 円)+税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP http://www.kyouiku-kaihatu.co.jpをご利用ください。

